

「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」に関する意見募集に寄せられた御意見

第1章 私的録音録画問題に関する今までの経緯等について

意見	個人／団体名
<p>報告書9ページの検討結果の内容で二重徴収の問題は機器を複数所有していても知らない間に様々な費用が発生している事を告知していないので後述されている手法や仕組みも合わせて改善を望みます。</p>	個人
<p>●「6ページ～、第1章第2節私的録音録画補償金制度の制定経緯について」に対する意見： 第10小委員会報告書 (http://www.cric.or.jp/houkoku/h3.12/h3.12.html)には、私的複製は本来自由かつ無償であったこと、及び、補償金制度は私的録音録画の自由を確保する代償であることが明記されており、制度導入時、権利者の利益保護のみに重点があったかの如き引用は公平性を欠く。 特に、最終整理では、このような公平性を欠く引用に替え、第10小委員会報告書からは、以下の記載を制度創設の趣旨として引用するべきである。 「第4章 報酬請求権制度の在り方 私的録音・録画問題とは、権利の保護と著作物等の利用との間の調整をいかに行うか、言い換えれば、現行第30条の規定している私的録音・録画は自由かつ無償という秩序を見直すかどうかという問題である。 (中略) 報酬請求権制度を我が国の著作権制度の上でどのように位置付けるかという問題については、私的録音・録画は、従来どおり権利者の許諾を得ることなく、自由(すなわち現行第30条の規定は維持)としつつも、一定の補償(報酬)を権利者に得させることによって、ユーザーと権利者の利益の調整を図ろうとするものであり、私的録音・録画を自由とする代償として、つまり、権利者の有する複製権を制限する代わりに一種の補償措置を講ずるものであると位置付けることが適当である。 この考え方は、 1) 制度の見直しによる新しい秩序への移行について国民の理解が得られやすい考え方である、 2) 制度導入の理由として、私的録音・録画によって生ずる権利者の得べかりし利益の「損失の補償」という理由付けをとるとしても、現行法立法当時には「予測できなかった不利益から著作者等を社会全体で保護する」という理由付けをとるとしてもいずれにしても、なじみやすい考え方である、 3) あくまでも補償措置の一種であるから、個別処理の方法ではなく、後述の録音・録画機器又は機材の購入と関連付けて、包括的な報酬支払方法をとるという議論ともなじみやすい考え方である」</p>	個人
<p>「1. 私的録音録画問題に関する今までの経緯等(はじめに・第1章関係)」 「(2)私的録音録画補償金制度の制定(平成4年)」に際し、明確な意思を示す機会を得られませんでしたけれど、自身が視聴している作品を提供してくださっているアーティストや制作者に対象を限定した透明性の高い補償制度ならば理解できますけれど、不特定かつ不明瞭な権利者団体に、客観的な基準も無く、消費者から一律に徴収した補償金を分配している現在の制度は、到底、納得できません。 コピー制限などデジタル記録装置の著作権保護機能が、十分、浸透してきている昨今、詐欺に等しい現在の制度は、廃止すべきと強く思えます。</p>	個人
<p>私的録音録画補償金の制度を議論するに際し、その目的を明確にすることは重要なプロセスのはずです。 「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」において、その目的は、6ページに「権利者の経済的利益の保護するため」とあります。 一方、本中間整理に先立つ「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」の中間答申では、以下のような記述があります。 その創造に関与したクリエイターが、適正な対価を得られる環境を実現すること。を基本的な姿勢として、それぞれの課題を検討することが必要である。 コンテンツ大国の実現に向けた制度やルールのある在り方については、同様の基本的な姿勢の下に、既存の制度等の有効活用の在り方を含め、以下のような様々な場において検討が進められている。(概要については下記参照) ①コンテンツの流通促進や、競争力強化のため法制度の在り方(知的財産戦略本部、文化庁文化審議会、総務省情報通信審議会) ②私的録音録画補償金制度の在り方(文化庁文化審議会)……」 「これまで再三指摘したとおり、政府の掲げる「コンテンツ大国」に相応しい、多様で豊かなコンテンツの製作・流通を促進するためには、クリエイターが適正な対価を得られる環境を確保して、才能ある多くの若者が、コンテンツを創造する仕事を選択するインセンティブを維持しなければならない。」 これから、私的録音録画の補償金の根本目的は、クリエイターが適正な対価を得られる環境のためであると解釈できます。 コピーワンス問題を論じる総務省の答申には、補償金によって補償すべき対象として上記のように「クリエイター」を第一義としているのに比して、私的録音録画補償金の問題を、正面から論ずるべき「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」では、 「権利者」は登場しても、「クリエイター」は登場していません。この差は極めて奇異です。 また一方、11月9日付けで、社団法人電子情報技術産業協会宛ての権利者団体の公開質問状では、権利者団体の主張は、補償金の目的は、権利者ではなくクリエイターに対する還元であるかのように述べられています。</p>	個人

<p>このあたりについて、一般消費者である私の推測を率直に述べますと、</p> <p>a)一般には権利者とは、クリエイターの作品を製品化・権利化して市場に対して販売す「事務管理集団」であり、コンテンツの創作・創造活動を直接的に業としているクリエイターではない。</p> <p>b)補償金の目的は、「クリエイターへの適正な還元のため」と言われることが多いが、これは真実ではなく、実際に補償金が分配されるのは、直接的な創作活動を行わない「権利者」と呼ばれるコンテンツビジネス事業者までにとどまっている。</p> <p>c)補償金の目的を論ずるとき、「クリエイターの創造性のため」というのは、主張を高邁なものにするための単なる方便で、実態はともなっていない。</p> <p>これが真実かどうかは、自信はありませんが、同じようなイメージを抱いている国民は多いと存じます。したがって、建前の論議を廃し、補償金の是非に関する真に正しい判断をするために、次なる報告書では、以下のことについて明確に言及すべきであると考えます。</p> <p>1. 権利者とクリエイターの関係が以下のいずれであるか 1-1) 権利者は一般に、コンテンツを創造するクリエイターではない 1-2) 権利者は、コンテンツを創造するクリエイターそのものである</p> <p>2. 補償金の目的がいかのいずれであるか 2-1) 補償金は権利者への補償であって、クリエイターのための補償ではない 2-2) 権利者はクリエイターの立場を代弁するための集団であり、補償金の目的は、権利者自身のためのものではない。</p> <p>3. 補償金の最終配分先の実態が以下のいずれであるか 3-1) 補償金は権利者に配分されているが、個々のクリエイターまでには配分されていない 3-2) 補償金は権利者から、さらに個々のクリエイターにまで広く配分されており、創作能力のないレベルの人たちが補償金を享受していることはない。</p>	
<p>P8については、著作権と同様の知的財産に関する権利である特許と同様の考え方で、公衆放送を行った後の素材に関しては、全権利を放送局または、国に帰属するように法改正を行えばよいと思う。</p> <p>国民の共有財産である公共の電波を利用したのであるから既に対価を支払っているとして、追加費用等を生じることなく利用可能であるとすべき。</p> <p>二次利用については、動画の内容の解像度については、放送時と同等とし、かつ、二次利用を行う場合、改悪との指摘を権利者から指摘された場合、すみやかに改善を図る義務を負うことを前提とし、追加費用等を生じることなく利用可能であるとすべき。</p> <p>P9について、音楽についての権利の集中管理として「日本音楽著作権協会」があげられているが、日本音楽著作権協会は料金の代行徴収団体であり、また、著作権料の支払いについての問題が生じたら、請求者が公表を希望しても公表しないP25について、著作権侵害を問題視しているのは、主として営利的な損害が生じているためであり、本来の著作権法の本質である文化の発展の阻害要因となることでは無いので、非親告罪化する必要は無いと考える。また、仮に非申告罪化するのであれば、範囲は営利目的の場合のみで権利者の協力が得られる場合に限定すべきと考える。</p>	個人
<p>●9ページ、「二重徴収」についての問題</p> <p>利用者の感覚からすれば、これはやはり二重徴収であると感じることは指摘しておきたい。</p>	個人